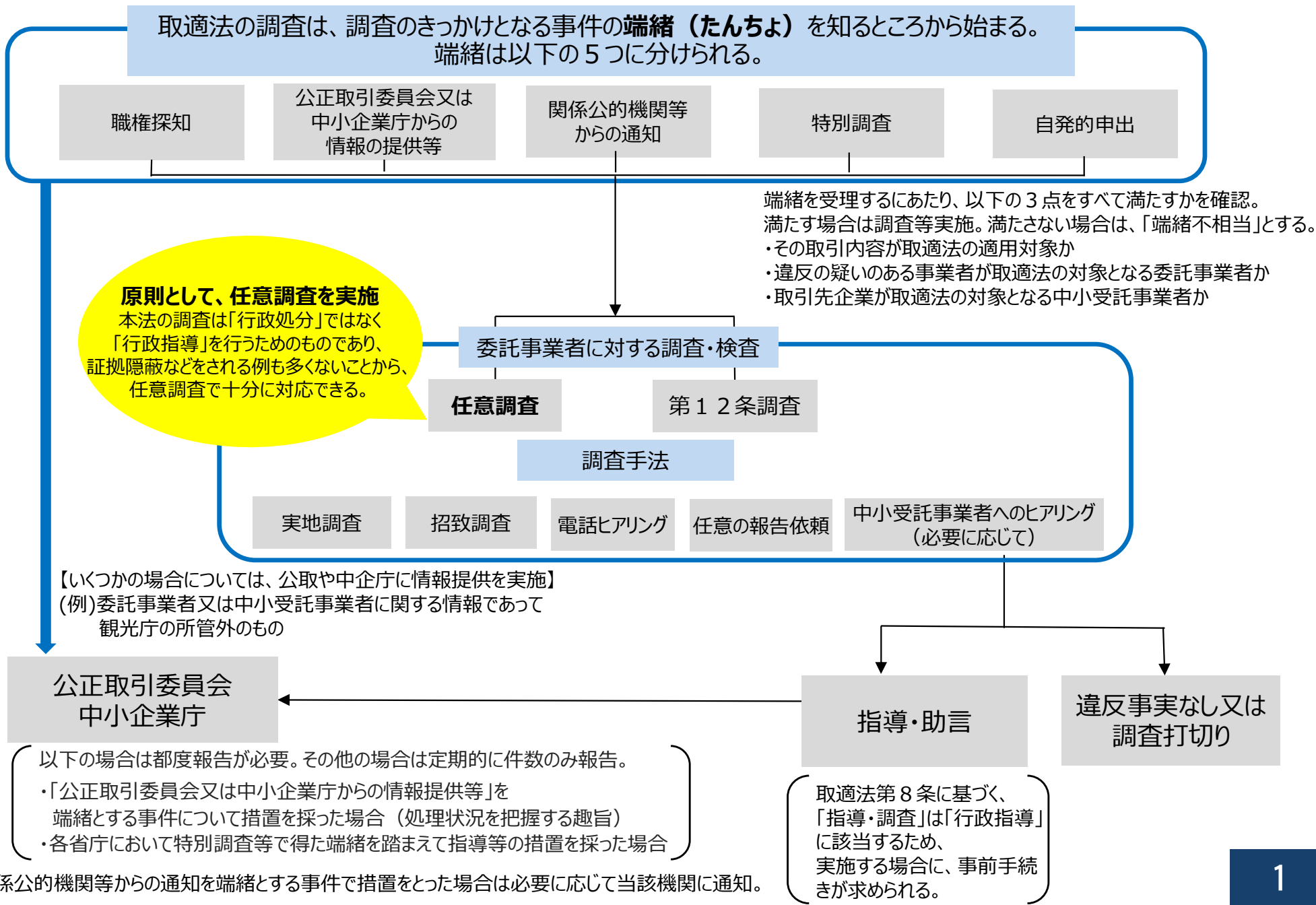


事業所管省庁の取適法事件処理フローチャート



1 端緒情報の整理

本法の調査は、その調査のきっかけ（最初の情報や手がかり）を知るところから始まります。この調査のきっかけとなるものを事件の「端緒」（たんちょ）といい、以下の5つに分けられます。

- ・ 職権探知
- ・ 公正取引委員会又は中小企業庁からの情報の提供等
- ・ 関係公的機関等からの通知
- ・ 特別調査
- ・ 自発的申出

それぞれの詳細は次のとおりです。

(1) 職権探知

事業所管省庁が、本法以外に、自らの所管法令に基づき事業者への調査等を実施した際、本法に違反する疑いのある事実を把握すること（＝能動的な情報収集）をいいます。例えば、

- 業法に基づく調査や立入検査等を行った際に、取適法の違反行為も発見した場合
- 事業者から要望を受け取った際に具体的な違反行為の情報に接した場合（後述の違反行為の被害者等からの「申告」は除きます。）

がこれに該当します。

(2) 公正取引委員会又は中小企業庁からの情報の提供等

委託事業者又は中小受託事業者に関する情報であって、本法第13条第1項に基づき公正取引委員会又は中小企業庁から情報の提供等を受けることをいいます。例えば、

- 事業所管省庁が、公正取引委員会や中小企業庁が独自に入手している情報（毎年公正取引委員会と中小企業庁が行っている本法の違反行為の有無を確認する事業者に対する大規模な定期調査の回答など）の提供を受け、これを端緒として調査を行う場合

が該当します。

(3) 関係公的機関等からの通知

地方公共団体その他の関係公的機関等が、業務に関連して得た情報から、本法の規定に違反する事実があると考え、事業所管省庁にその内容などが示された通知を受けることをいいます。

関係公的機関としては、法令に基づいて設置、委嘱等をされている公的機関が考えられます。

旅行業において、第2種以下の旅行業者、旅行業者代理業者及び旅行サービス手配業者の登録行政庁は都道府県ですが、取適法の指導等権限は事業所管大臣にあり、都道府県の長にはないことから、都道府県登録の事業者についても国で対応することになります。

(4) 特別調査

事業所管省庁が本法の施行に関し特に必要があると認める場合に、特定業種等の委託事業者又は中小受託事業者に対して行う臨時の調査をいいます。例えば、

- 事業所管省庁が、特定の業界に対して取適法の違反がないか大規模な実態調査を行う場合
- 自らの所管法令に違反がないか実態調査を行う場合に、取適法の違反行為の有無も併せて確認する場合

がこれに該当します。

なお、公正取引委員会・中小企業庁と事業所管省庁の間で、どの企業に、どの省庁が調査を行うかといった調査対象の調整は原則として行いません。ただし、こういった特別調査については、事業所管省庁も多くの事業者を対象に行うことが一般的であり、多数の事業者に対して調査が重複すると、事業者からの反発が予想されます。そのため、この特別調査に基づいて調査を行う場合のみ、同一事業者に対して、公正取引委員会・中小企業庁と事業所管省庁の間で重複調査を回避する観点から、事前に公正取引委員会・中小企業庁との間で調査対象や調査方法等について調整を行う必要があると考えています。

このような調査を行う事業所管省庁は、前広に公正取引委員会に御相談いただくようお願いいたします。

なお、公正取引委員会又は中小企業庁からの情報の提供等を受けた事案及び事業所管省庁で実施する特別調査に係る事案の調査対象を共有していれば、ほとんどの事案の重複は回避できるものと考えます。

(5) 自発的申出

公正取引委員会では、調査に着手する前に、委託事業者が本法に違反する行為を行っていたことを公正取引委員会に自発的に申し出て、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、勧告（及び事業者名等の公表）を行わず、指導に留める運用を採っています。これを公正取引委員会では「自発的申出制度」と呼んでいます。

本法の施行によって事業所管省庁に指導・助言の権限が付与されることに伴い、所管している業の事業者から事業所管省庁に対して、本法に違反をしていたとの自発的な申出が寄せられる可能性があります。この場合に、公正取引委員会の自発的申出制度と統合的な運用を行う観点から、次のとおり処理してください。

- 事業所管省庁に対して自発的申出（申出の内容に本法第5条に係るもの（例えば「減額」や「買ったたき」）が含まれない場合に限ります。）が寄せられた場合には、事業所管省庁は、自発的申出として端緒を処理してください。
- 申出の内容に公正取引委員会の勧告対象となる違反行為である本法第5条に係るものが含まれていない、つまり、第4条の取引条件の明示義務違反又は第7条の書類の作成・保存義務違反しかない場合、事業所管省庁において当該申出のあった違反行為についてヒアリング等（後記参照）により事実確認を行って、違反が認められれば、指導等の必要な措置を採ってください。
- 申出の内容に公正取引委員会の勧告対象となる違反行為である本法第5条に係るものが含まれている場合には、速やかに、本法第13条第1項に基づき公正取引委員会に情報提供を行っていただき、事業所管省庁では調査を行わないようにしてください。

以上を整理すると、次のとおりです。

自発的申出の内容について、

- **法第5条に係るものが含まれていなかった場合**

事業所管省庁において「自発的申出」として端緒を処理し、調査を実施した上で指導等の措置を採る。

- **法第5条に係るものが含まれていた場合**

事業所管省庁において調査は行わず、本法第13条第1項に基づき公正取引委員会に情報提供を行う。

<重要：違反行為の被害者等からの申告について>

上記の整理以外に、本法違反行為を受けた被害者側の事業者や、被害者ではないものの本法違反行為に関する情報を把握した者から、事業所管省庁に本法に基づく調査を行うように文書や電話で調査依頼（以下「**申告**」といいます。）が寄せられることが考えられます。

違反行為の被害者等からの申告については、自らの所管外の事業に関する内容であった場合に、どの省庁に転送等すべきか判断が難しいケースが想定されます。また、被害者等は公正取引委員会や中小企業庁に対しても同時に調査依頼を行っている可能性があること、既に別の情報源から公正取引委員会や中小企業庁が調査を行っている可能性もあることから、政府全体で統一的な運用を図ることが適当です。

そのため、事業所管省庁に対して申告が寄せられた場合（公益通報を含みます。）は、「取適法に関する個別事件の調査依頼は、公正取引委員会及び中小企業庁が窓口となっている。」旨を説明し、公正取引委員会又は中小企業庁を案内してください。ただし、事業所管省庁で本法違反被疑事実に係る情報提供窓口や申告窓口を設置する場合、また、業法に基づき別途情報提供窓口や申告窓口を設けており、その窓口と一体的に運用することを想定している場合はこの限りではありません。

※ 公正取引委員会及び中小企業庁は、分担して調査をしていますので、どちらを案内していただいても構いません。案内先は次のとおりです。

公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部 取引適正化調査室
☎ 03-3581-3374 (申告関係)

北海道事務所 取適法担当
☎ 011-231-6300 (代表)

東北事務所 取適法担当
☎ 022-225-8420 (直通)

中部事務所 取適法担当
☎ 052-961-9424 (直通)

近畿中国四国事務所 取適法担当
☎ 06-6941-2176 (直通)

中国支所 取適法担当
☎ 082-228-1520 (直通)

四国支所 取適法担当
☎ 087-811-1758 (直通)

九州事務所 取適法担当
☎ 092-431-6032 (直通)

沖縄総合事務局 公正取引課
☎ 098-866-0049 (直通)

オンラインによる申告窓口

<https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/>

⇒ 取適法違反被疑事実の申告を選択 (※取適法施行後)



中小企業庁
事業環境部 取引課
☎ 03-3501-1732 (直通)

北海道経済産業局
取引適正化推進室
☎ 011-700-2251 (直通)

東北経済産業局
取引適正化推進室
☎ 022-217-0411 (直通)

関東経済産業局
産業部取引適正化推進課
☎ 048-600-0325 (直通)

中部経済産業局
取引適正化推進室
☎ 052-951-2860 (直通)

近畿経済産業局
取引適正化推進室
☎ 06-6966-6037 (直通)

中国経済産業局
取引適正化推進室
☎ 082-224-5745 (直通)

四国経済産業局
取引適正化推進室
☎ 087-811-8564 (直通)

九州経済産業局
取引適正化推進室
☎ 092-482-5450 (直通)

沖縄総合事務局
経済産業部引適正化推進課
☎ 098-866-0035 (直通)

オンラインによる申告窓口

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/jigyokankyo/selfcheck>